

❁❁❁❁ 開成町 ❁❁❁❁

第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画



令和3年3月
開成町

はじめに

平成19年3月に開成町障害福祉計画を策定してから14年が経過し、この4月から第6期を迎えます。この間、障がい福祉制度を支えてこられた関係者の皆様に深く敬意を表します。

近年、障がい福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障がいのある方が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある方もない方も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の推進及び取り組みが求められています。特に福祉の分野全体において、従来縦割りで制度や分野ごとに提供されてきましたが、障がいのある方の成長や加齢に伴う各ライフステージでのサービスの移行が円滑に進められるよう、関係機関の連携が益々重要となっております。

この度、現行の第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の期間が令和2年度をもって終了することから、国の基本指針や本町における両計画の成果目標に対する進捗状況等を踏まえ、障がい福祉に関する施策・事業の一層の充実を図るために、「開成町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定致しました。

基本理念である「みんなで支え合い、安心して暮らせる地域づくりをめざして」のもと、7つの基本目標を定めて、本町として障がい福祉に係る必要なサービス提供体制を整備する方針を示しております。

計画策定にあたりましては、ご審議いただきました開成町障がい福祉推進協議会の委員の皆様をはじめ、関係機関の皆さまのご協力に心から感謝申し上げます。

今後は、行政、事業者、学校や関係機関、団体と連携を図りながら、地域全体で支えるシステムの強化、必要なサービス基盤の整備等、本計画の着実な推進を図ってまいります。

地域共生社会の実現に向け、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和3年3月

開成町長 府川 裕一

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	計画策定の背景・趣旨.....	1
第2節	計画の位置づけ.....	2
第3節	計画の対象.....	3
第4節	計画の期間.....	3
第2章	障がい児者を取り巻く現状	4
第1節	障がい児者の現状.....	4
第3章	基本理念と基本目標	11
第1節	基本理念と基本目標.....	11
第2節	計画の推進体制.....	15
第3節	障害福祉サービスの体系と種類.....	17
第4章	サービス提供体制の整備【第6期障がい福祉計画】	19
第1節	令和5年度（2023年度）の成果目標.....	19
第2節	介護給付.....	25
第3節	訓練等給付.....	31
第4節	計画相談支援給付等.....	39
第5節	地域生活支援事業.....	41
第6節	その他の事業.....	47
第5章	障がい児支援【第2期障がい児福祉計画】	49
第1節	障がい児支援 総論.....	49
第2節	令和5年度（2023年度）の成果目標.....	49
第3節	発達障がいの早期発見・早期支援に向けた活動指標.....	50
第4節	障がい児通所サービス.....	51
第5節	相談支援給付.....	53
第6節	その他の事業.....	54
資料編	55
1.	開成町障がい福祉推進協議会設置要綱.....	55
2.	計画の策定経過.....	57
3.	開成町障がい福祉推進協議会委員名簿.....	57
4.	町内事業所一覧.....	58

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景・趣旨

開成町では平成18年度に障害者基本法に基づく「開成町障害者福祉計画」及び障害者自立支援法に基づく「開成町障害福祉計画」を策定しました。その後、「障がい者計画」は6年ごと、「障がい福祉計画」は3年ごとに計画の見直しを行い、その時の社会状況に即して障がいのある方に対する支援の方針を示すとともに、各種事業や施策を展開して参りました。

平成26年度には、前年に「障害者自立支援法」から改正・改称され施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に則して、「第4期障がい福祉計画」を策定し、障害福祉サービスや地域生活支援事業を推進するとともに、障害福祉サービス等を推進する仕組みづくりに取り組んできました。

この間、平成30年度には、障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、地域生活支援や就労支援の強化をはじめ、障害のある方の高齢化への対応、発達支援サービスの強化、障害のある児童へのサービス提供体制を構築するための「障害児福祉計画」を策定することが定められました。

これに伴い、身近な地域で重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れる体制の整備や、専門・関係機関の協議の場を設置することで、障がいの有無に関わらず地域社会への包容の推進を図っています。

また、平成28年度に国が掲げた地域共生社会の考え方に基づいて、様々な分野で具体的な取り組みが求められています。特に福祉の分野全体においては、従来縦割りで制度や分野ごとに提供されてきましたが、障がいのある方々の成長や加齢に伴う各ライフステージにおけるサービスの移行が円滑に進められるよう、関係機関の連携や複合型サービスの普及促進が喫緊の課題となっています。

同年施行された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（障害者雇用促進法）」では、雇用分野における障がいのある方への差別を禁止する措置が定められています。そして、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」や「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」により、障がいのある方の虐待防止・早期発見の取り組みが進んでおり、障がいのある方の地域生活への移行や一般就労への移行及び継続を支援する福祉サービスの担う役割はこれまでより一層重要なものとなっています。

今回、「第5期障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」の見直しにあたって、このような社会情勢の変化を踏まえ、開成町における障がいのある方の福祉の一層の充実を図るため、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画を策定します。

第2節 計画の位置づけ

「開成町第2期障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画に位置付けられるもので、保健・医療・教育社会参加・災害時支援等、開成町における障がいのある方を支援するための総合的な施策展開を目的としています。

今回策定する「開成町第6期障がい福祉計画」及び「開成町第2期障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画に位置付けられるもので、障害者計画のうち生活支援に関わる各種障害福祉サービスの確保方策や、国の基本指針に即し、各種サービスの利活用を通じて障がいのある方の自立や社会参加を支援するという観点から、成果目標や活動指標を定める実施計画としての役割を担います。

本計画の用語表記について

本計画書では、障害の「害」の漢字を原則平仮名で表記しています。ただし、法令、団体名等の固有名詞は漢字で表記しています。

(例：障害者総合支援法、身体障害者手帳、障害支援区分など)

第3節 計画の対象

本計画に基づく施策の対象は、障害者手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病及び発達障がい等があるため日常生活又は社会生活を営む上で何らかの支援を受ける必要がある方や不自由な状況にある方です。

第4節 計画の期間

「第6期開成町障がい福祉計画」及び「第2期開成町障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間を計画期間とし、令和5年度（2023年度）に必要な見直しを行います。

また、計画の期間中であっても、関連法の改正や社会情勢の大きな変化など計画の見直しが必要と思われる場合には計画の最終年度を待たずに計画の見直しを行います。

【 計画の期間 】

平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
第2期障がい者計画								
					★評価・見直し	第3期障がい者計画 計画期間 令和6年度（2024年度）～ 令和11年度（2029年度）まで		
第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画					
		★評価・見直し			★評価・見直し	第7期障がい福祉計画		
第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画					
		★評価・見直し			★評価・見直し	第3期障がい児福祉計画		

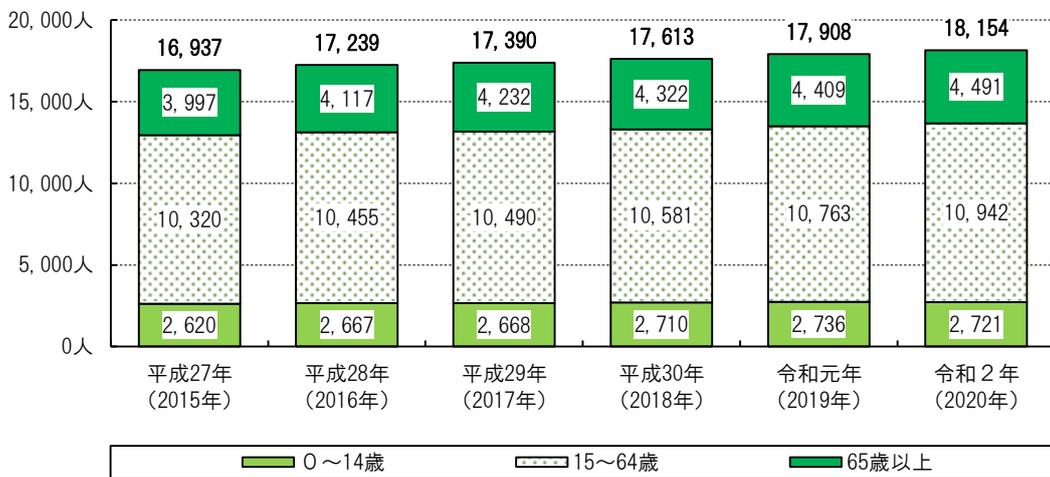
第2章 障がい児者を取り巻く現状

第1節 障がい児者の現状

1. 開成町の人口

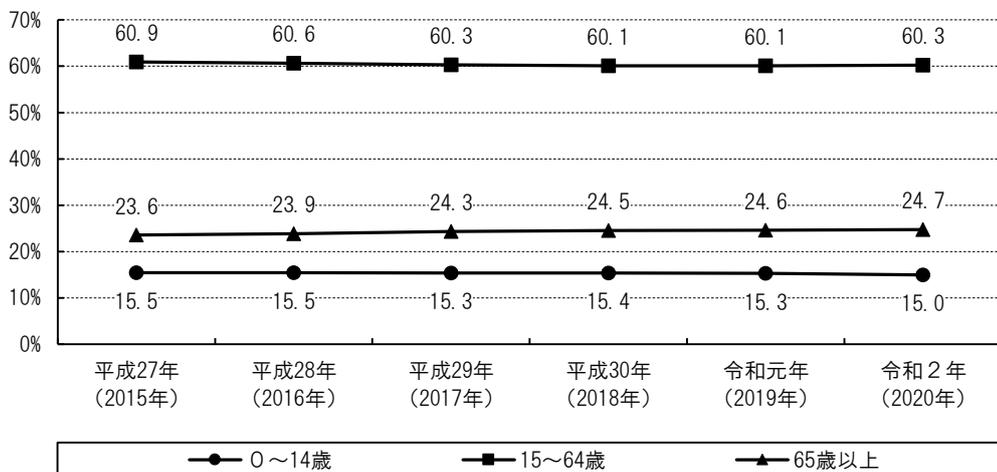
本町の令和2年（2020年）の人口は18,154人で、平成27年（2015年）と比較すると、約1,200人の増加となっています。また、年齢別人口の割合でみると、65歳以上の割合が年々増加しており、令和2年（2020年）は24.7%となっています。

【 開成町の人口推移 】



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

【 年齢別人口の割合 】



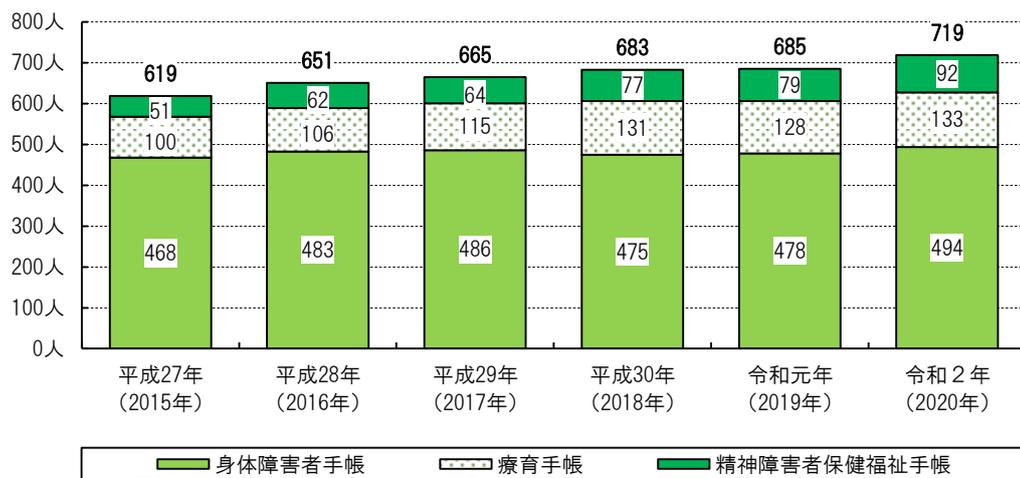
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

2. 障がい児者人口の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、令和2年（2020年）では719人と、平成27年（2015年）と比較して100人増加しています。また、手帳別でみると、精神障害者保健福祉手帳では、年々増加で推移しています。

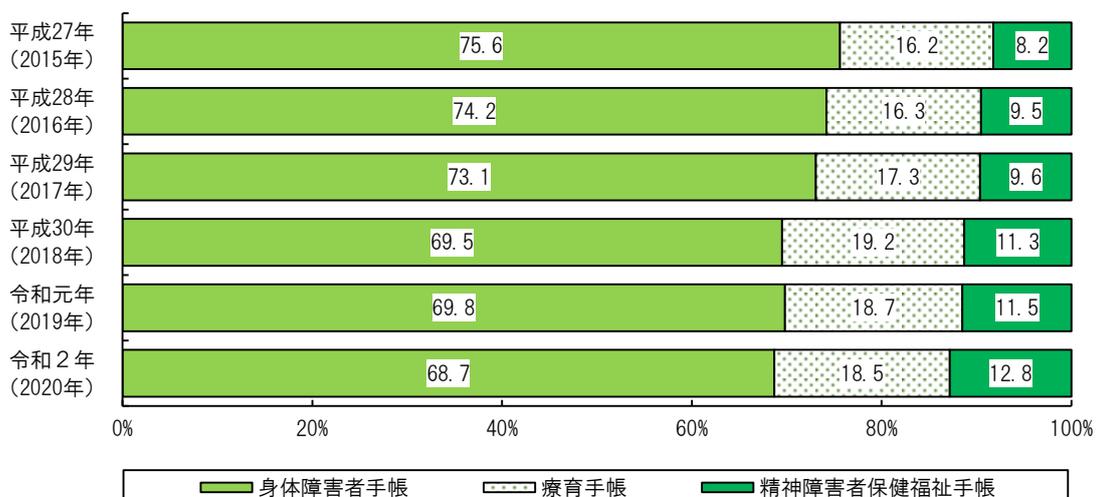
障害者手帳所持者構成別割合でみると、身体障害者手帳では、減少で推移していますが、精神障害者保健福祉手帳では増加で推移しています。

【 障害者手帳所持者の推移 】



資料：福祉介護課（各年3月31日現在）

【 障害者手帳所持者構成別割合 】



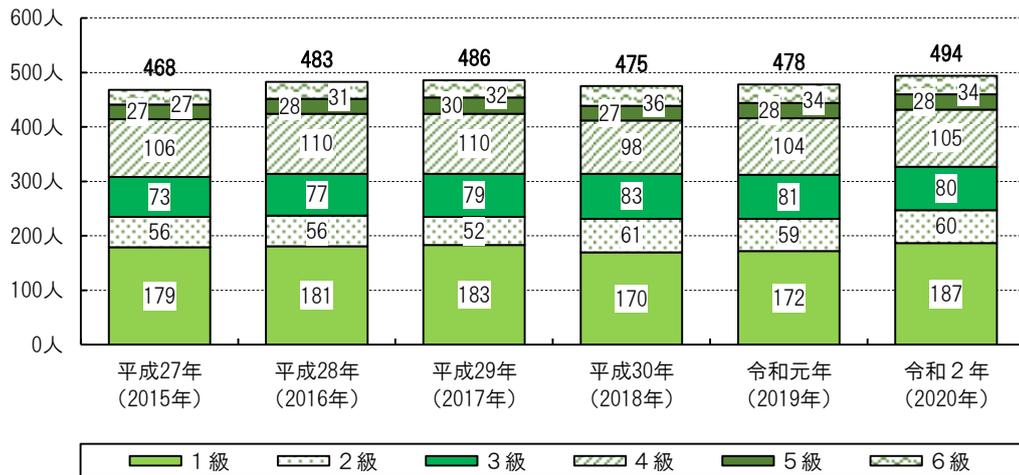
資料：福祉介護課（各年3月31日現在）

3. 身体障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者の推移をみると、令和2年（2020年）は494人と、平成27年（2015年）に比べて26人増加しています。

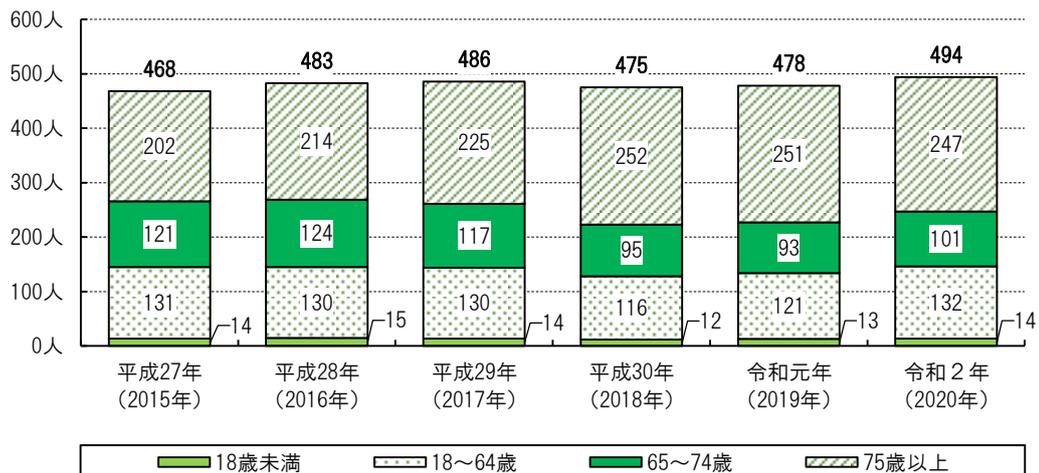
年齢別でみると、75歳以上が最も多く、令和2年（2020年）では247人となっています。なお、65歳以上の高齢者が7割を占めています。

【 身体障害者手帳所持者の推移（等級別） 】



資料：福祉介護課（各年3月31日現在）

【 身体障害者手帳所持者の推移（年齢別） 】



資料：福祉介護課（各年3月31日現在）

また、障がい別の状況でみると、「肢体不自由」が270人と最も多く、次いで「内部障がい」が157人、「聴覚・平衡機能障がい」が40人となっています。

【 身体障害者手帳所持者の等級別・障がい別の状況 】

	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語機能障がい	咀嚼機能障がい	肢体不自由	内部障がい	総数
1級	8	0	0	0	70	108	186
2級	8	10	0	0	42	0	60
3級	1	7	0	0	53	20	81
4級	1	4	1	2	68	29	105
5級	4	1	0	0	23	0	28
6級	2	18	0	0	14	0	34
総数	24	40	1	2	270	157	494

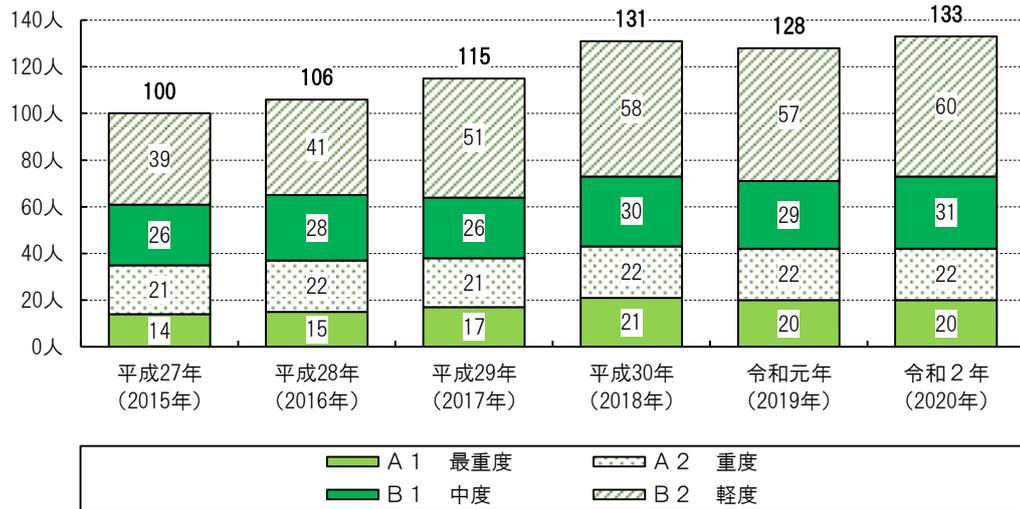
資料：福祉介護課（令和2年3月31日現在）
重複障害の場合は、上位等級で計上しています

4. 療育手帳所持者の推移

療育手帳所持者は増加で推移しており、令和2年（2020年）は133人と、平成27年（2015年）に比べて33人増加しています。等級別でみると、B2軽度の増加率が高くなっています。

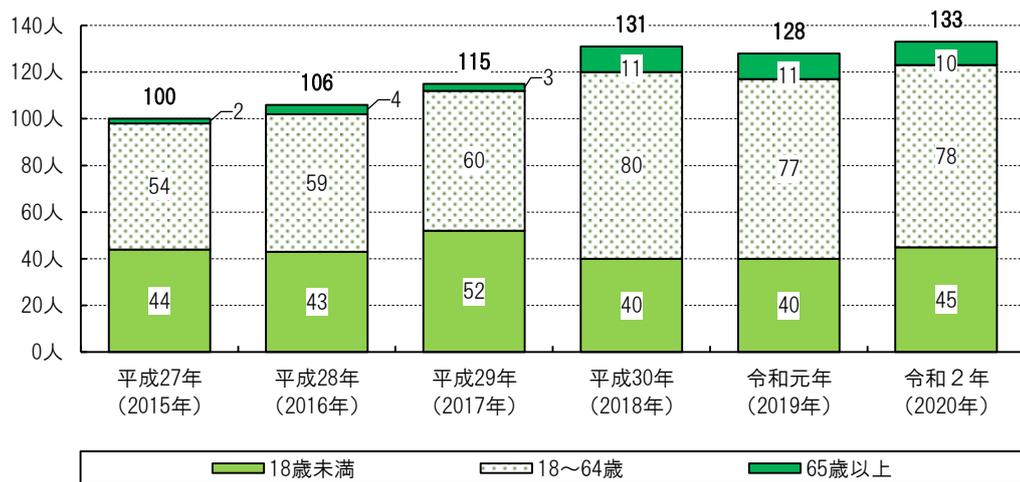
また、年齢別でみると、18～64歳が増加傾向にあります。

【 療育手帳所持者の推移（等級別） 】



資料：福祉介護課（各年3月31日現在）

【 療育手帳所持者の推移（年齢別） 】

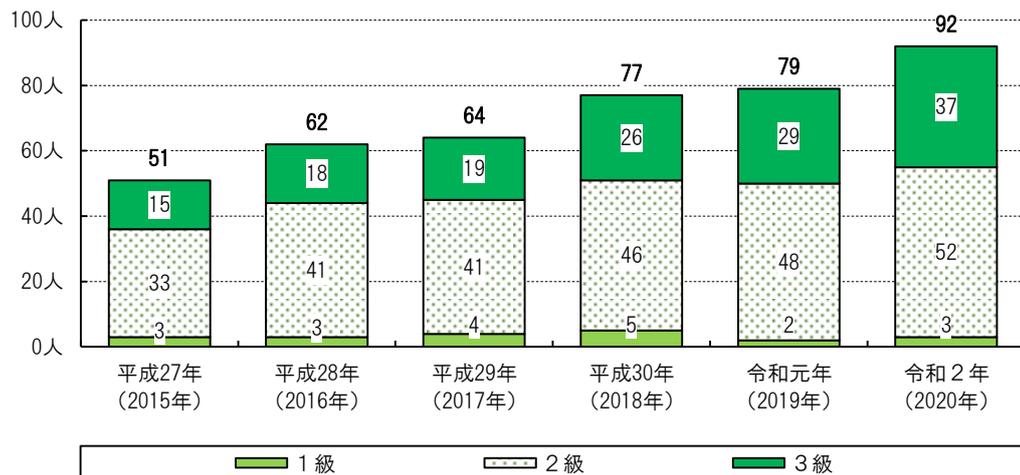


資料：福祉介護課（各年3月31日現在）

5. 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

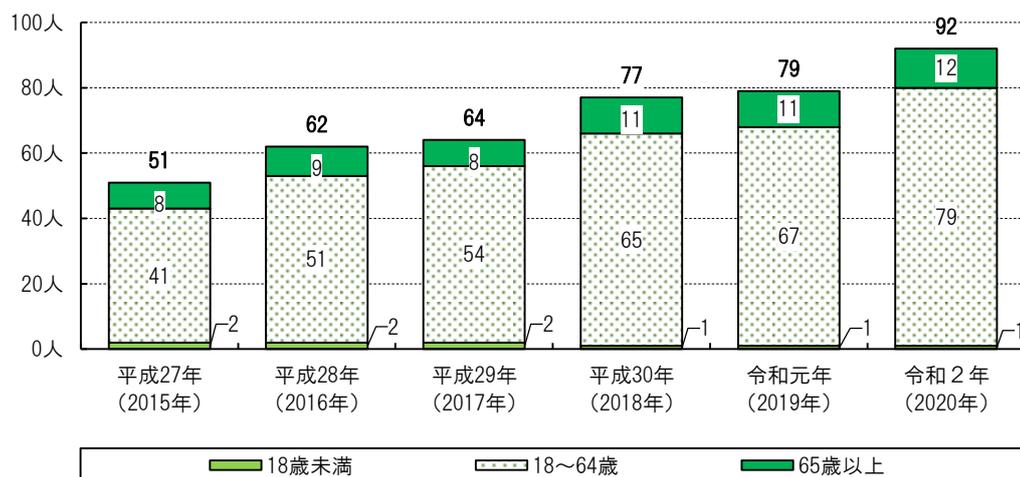
精神障害者保健福祉手帳所持者については、令和2年（2020年）で92人と、平成27年（2015年）に比べて41人増加しています。等級別でみると、2級と3級が増加で推移しています。年齢別でみると、18～64歳が増加で推移しています。

【 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（等級別） 】



資料：福祉介護課（各年3月31日現在）

【 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（年齢別） 】



資料：福祉介護課（各年3月31日現在）

6. 障害支援区分認定者（障がいの種類別）の推移

障害支援区分認定者（障がいの種類別）については、令和2年（2020年）の合計では68人となっており、増加しています。

【 障害支援区分認定者（障がいの種類別）の推移 】

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障がい	平成30年 (2018年)	0	2	1	2	4	5	14
	令和元年 (2019年)	0	2	2	1	4	6	15
	令和2年 (2020年)	0	2	1	1	3	6	13
身体障がい・ 知的障がい	平成30年 (2018年)	0	0	1	1	2	5	9
	令和元年 (2019年)	0	0	1	1	2	4	8
	令和2年 (2020年)	0	0	1	1	1	5	8
知的障がい	平成30年 (2018年)	0	6	5	11	6	7	35
	令和元年 (2019年)	0	6	4	12	5	6	33
	令和2年 (2020年)	0	6	4	12	8	5	35
精神障がい	平成30年 (2018年)	0	5	2	1	1	0	9
	令和元年 (2019年)	1	4	3	1	1	0	10
	令和2年 (2020年)	1	6	4	0	1	0	12
合計	平成30年 (2018年)	0	13	9	15	13	17	67
	令和元年 (2019年)	1	12	10	15	12	16	66
	令和2年 (2020年)	1	14	10	14	13	16	68

資料：福祉介護課（各年10月1日現在）

7. 自立支援医療（精神医療）受給者数の推移

自立支援医療（精神医療）受給者数については、令和2年（2020年）に210人となっており、年々増加しています。

【 障害支援区分認定者（障がいの種類別）の推移 】

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
自立支援医療（精神医療）受給者数	196	203	210

資料：福祉介護課（各年度3月31日現在）

第3章 基本理念と基本目標

第1節 基本理念と基本目標

1. 基本理念

本計画を推進するにあたっての基本理念は、障がいのある方の自立と社会参加を含む、様々な施策・事業の指針を取りまとめている「開成町第2期障がい者計画」の理念を踏襲します。

また、国の指針に基づき「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」を推進するための基本目標を新たに定めます。

基本理念

みんなで支え合い、安心して暮らせる地域づくりをめざして

□■— 基本目標 —■□

1. 障がいのある方の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 地域全体で包括的に支援する一元的な支援体制の構築
3. 地域生活への移行、一般就労等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取り組み
5. 障がい児の健やかな育成のための発達支援
6. 障がい福祉人材の確保
7. 障がい者の社会参加を支える取り組み

2. 基盤整備のための基本的な視点

「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」の策定にあたって国の示した基本指針では、障がいのある方の社会参加の機会創出や地域における障がい福祉人材の確保等、地域共生社会の実現に向けた具体的な取り組みの方向性が述べられています。

本計画においても町の現状を勘案しつつ、基本理念に国や県の考えを反映し、障がいのある方の地域生活を推進するための新しい方針を次のとおり掲げることとします。

基本目標1. 障がいのある方の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある方が、住み慣れた地域で自立した生活と社会参加を実現するためには、『障がいの有無に関わらず、誰もが選択・決定を行うことができる環境』を整備する必要があります。そのために、相談支援の充実や相談支援専門員の技術向上を図り、障がいのある方の自己決定・意思決定を支援します。

基本目標2. 地域全体で包括的に支援する一元的な支援体制の構築

町内にある施設や事業所、活動団体や専門性の高い人材等、地域資源を最大限に活用し、身体・知的・精神といった障がいの種別や難病患者、発達障がい等の縦割りの支援体制をこえた包括的な支援体制を構築します。

基本目標3. 地域生活への移行、一般就労等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある方の自立支援の観点から、施設や医療機関から地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援等の課題への対応が求められています。自立した生活への移行を促進するだけでなく、その後の生活における課題の把握と解決のために定期的な巡回訪問や企業等の関係者への連絡調整といったサポートの重要性が問われています。関係機関の連携による体制の整備に向けて、圏域での協議の場を設け、広域連携行政における課題解決に有効な支援の輪を広げます。

今後も引き続き成果目標の達成を念頭に置きながら、地域生活の継続支援・就労定着支援等の利用促進を図り、不安を感じている方にきめ細やかな相談対応を実施します。

基本目標4. 地域共生社会の実現に向けた取り組み

これまでの支援は地域の住民が“支える側”と“支えられる側”に分かれて実施されてきました。しかし、平成28年に社会保障全体の改革方針として国が掲げた「地域共生社会」では、障がいの有無に関わらず住民が一体となって一人ひとりの生活課題に総合的に対応していく“我が事・丸ごと”の支援体制が求められています。

障がい福祉の観点から地域共生社会の実現に貢献するために、福祉サービスの活用や特別支援学校卒業者への就労支援を通じて、地域における福祉の担い手の確保と障がい者雇用の推進に取り組めます。

基本目標5. 障がい児の健やかな育成のための発達支援

かつては根拠法が異なること等を理由として、障がい福祉計画における障がい児支援は、支援体制の確保や各サービスの利用に関する僅かな指針の記載のみとなっていました。今回第2期を迎える障害児福祉計画においては、多様化する障がい児支援のニーズに対してきめ細かな対応が可能な体制を整備するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援を推進します。

また、発達に課題や不安のある児童及びその家族が気兼ねなく相談や専門家の助言を受けられる体制を構築するとともに、乳幼児健診や相談等を通じて、早期発見に向けた体制の強化と早期に支援を受けられる環境の整備に努めます。

基本目標6. 障がい福祉人材の確保

多様化するニーズへの対応と、圏域を含めた包括的な支援体制を構築するためには、各種障がいや難病・医療的ケア、高齢者の介護予防も含めた様々な分野の福祉の担い手や専門機関の連携による多角的な支援体制の構築が必要となります。

今後も引き続き、圏域の様々な協議の場における活発な情報交換を通じて、地域の専門人材を中心としたより実践的な支援体制の構築に努めます。

基本目標7. 障がい者の社会参加を支える取り組み

平成30年には「障害者の文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、施設のバリアフリー化の努力義務化や、障がいのある方の創作機会や発表の場を確保する等、様々な活動に参加できる環境を整備することが求められました。

また翌年には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行され、障がいの有無に関わらず文字・活字文化を身近なものにするため、デージー書籍やオーディオブック等のアクセシブルな書籍の普及が求められる等、設備・制度の両面におけるバリアフリー化や社会参加の促進が重要な目標となっています。

今後は障がい福祉の分野に留まらず、生活における社会的障壁を取り除く活動を庁内各課及び圏域全体で連携して検討します。また、就労やサービスの利用による社会参加だけでなく、地域のボランティア活動等を通じて地域の産業や福祉に貢献できる機会の拡充に努めます。

3. SDGsの視点を加えたまちづくり

SDGsとは平成27年9月に開催された、国連サミットにて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の長期的なビジョン(ゴール)と、169の具体的な開発目標(ターゲット)で構成され、あらゆる不平等の是正や住み続けられるまちづくり等、地球上の誰一人取り残さない包摂的な社会を作ることを目標に掲げています。

従来の国際的な目標や協定と異なり、SDGsではあらゆる主体の力を結集するという考えのもと、国という枠組みを超えた地域レベルでの取り組みや自治体の貢献にも大きな期待が寄せられています。

本計画ではサービスの提供体制の確保と地域生活の促進に向けた成果目標の達成に主眼を置きますが、その取り組みの中には保育・教育の場における一貫した支援の充実や一般就労の促進、バリアフリーの推進や差別の解消など、SDGsに関連した事業も含まれます。上位計画となる「第2期障がい者計画」やその他の関連する計画のまちづくりの理念を踏まえ、本計画の取り組みの方向性に応じたゴールを定めることで持続可能な世界の実現を目指します。

本計画の推進に関わるSDGsのゴール

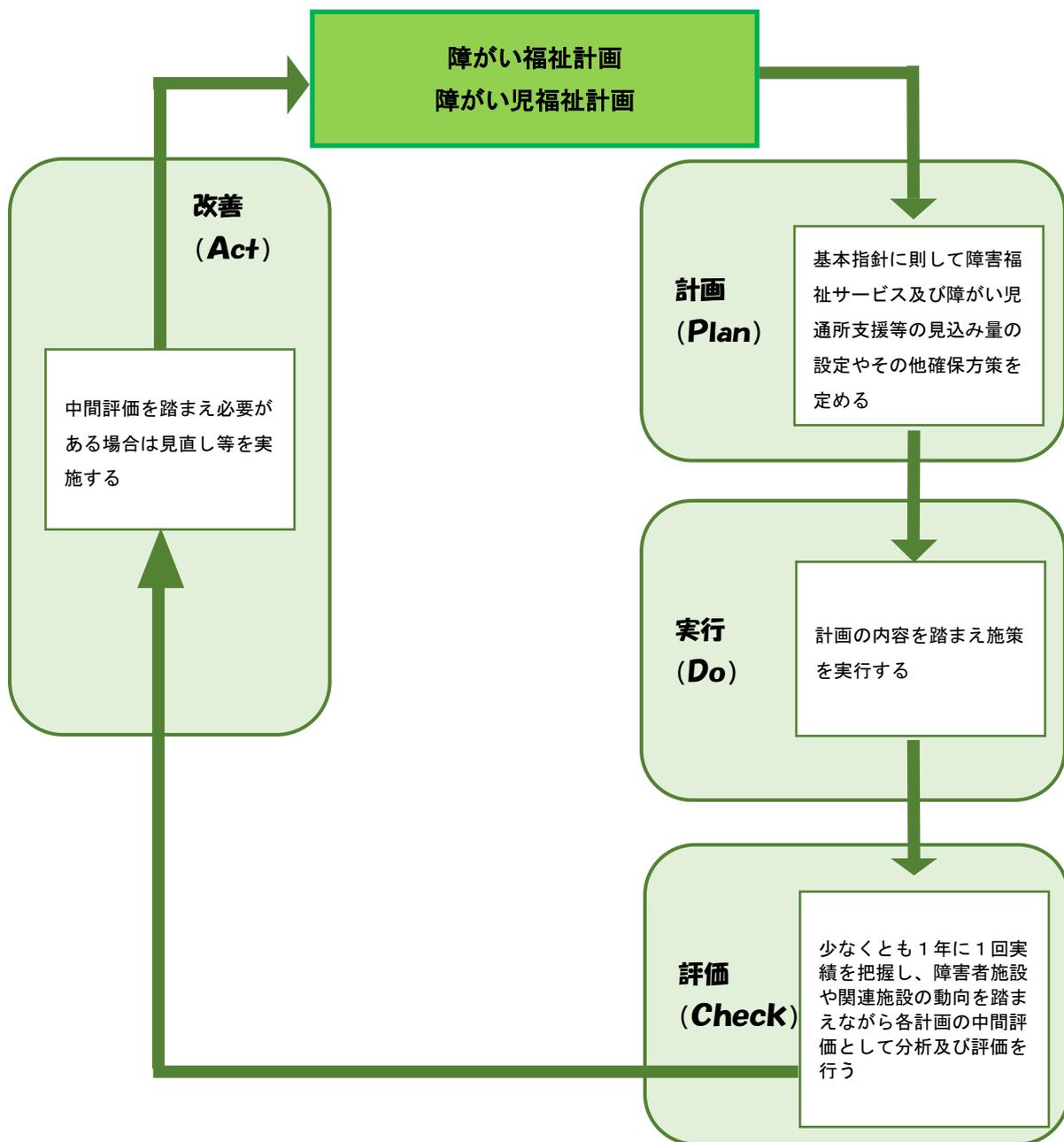


第2節 計画の推進体制

1. 計画の達成状況の点検及び評価

本計画を着実に推進するため、計画の進捗状況及び実績を把握し、必要に応じてサービスの提供体制の確保方策について関係機関及び事業所等と協議します。さらに社会情勢の変化や利用者のニーズの変化に伴う新たな課題に対応するため、PDCAサイクルに基づいて年に1回計画の達成状況及び利用実績について評価検証を行います。

また、当事者を含む障がい者団体等との情報共有の場を設け、障がいのある方を取り巻く環境やニーズの変化に迅速に対応できるよう努めます。



2. 専門機関・障がい者団体・事業者・ボランティア団体等との協働の推進

本計画の推進にあたって、障がいのある方のニーズに対応した支援を展開するためには、関係機関との連携が欠かせません。また障がい者団体、ボランティア、NPO法人、事業所、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等、地域の様々な福祉の担い手による多角的な支援体制が求められます。成果目標の達成及び確保方策の推進に向けて、足柄上地区地域自立支援協議会の活用のほか、関係機関相互の連携を図ります。

3. 広域的な連携体制

精神障がいのある方にも対応した地域包括ケアシステムの構築をはじめ、開成町単独ではサービスの提供・体制の整備が困難なものについては、近隣市町等との広域的な連携・協力により、サービス体制の整備・充実を図ります。

開成町は、足柄上地区地域自立支援協議会に参画し、障がいのある方への支援体制の整備、地域課題の共有のほか、地域の実情に応じた体制の整備について協議しています。また、県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会にも参画し、障害保健福祉圏域における相談支援のネットワーク形成等を通じて、重層的な相談支援体制を構築し、広域のかつ専門的な支援を行うことにより、障がいのある方の福祉の増進を図ります。

●足柄上地区地域自立支援協議会（障害者総合支援法第89条の3）

足柄上地区1市5町（南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町）行政機関及び県機関、雇用、教育、医療機関、社会福祉協議会、事業所、障がい者団体、相談支援事業者等を構成員として構成。

●県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会

障害保健福祉圏域とは、神奈川県において保健・医療・福祉における広域的な連携を図る観点から複数の市町村からなる二次保健医療圏を基本とした地域（※）を指します。

（※）県西地区2市8町（小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町）

第3節 障害福祉サービスの体系と種類

1. 障害福祉サービスの体系図

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付の「自立支援給付（指定障害福祉サービス）」と「相談支援」及び「地域生活支援事業」に大別されます。

「障がい児支援」においては、ニーズの多様化にきめ細やかな対応の拡充を図るため、平成28年5月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部見直しが行われています。

自立支援給付	訪問系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ① 居宅介護(ホームヘルプ) ② 重度訪問介護 ③ 同行援護 ④ 行動援護 ⑤ 重度障害者等包括支援 	地域生活支援事業	必須事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 理解促進研修・啓発事業 ② 自発的活動支援事業 ③ 相談支援事業 ④ 成年後見制度利用支援事業 ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業 ⑥ 意思疎通支援事業 ⑦ 日常生活用具給付等事業 ⑧ 手話奉仕員養成研修事業 ⑨ 移動支援事業 ⑩ 地域活動支援センター事業
	日中活動系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ① 生活介護 ② 自立訓練(機能訓練) ③ 自立訓練(生活訓練) ④ 就労移行支援 ⑤ 就労継続支援(A型) ⑥ 就労継続支援(B型) ⑦ 就労定着支援【第5期新設】 ⑧ 療養介護 ⑨ 短期入所(福祉型) ⑩ 短期入所(医療型) 		任意事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 訪問入浴サービス ② 日中一時支援 ③ 療育巡回相談支援事業 ④ 権利擁護支援
	居住系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ① 自立生活援助【第5期新設】 ② 共同生活援助(グループホーム) ③ 施設入所支援 			
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 計画相談支援 ② 地域移行支援 ③ 地域定着支援 				

【児童福祉法に基づくサービスの体系】

障がい児支援・ 障害児相談支援 (障害児通所支援)	① 児童発達支援
	② 医療型児童発達支援
	③ 放課後等デイサービス
	④ 保育所等訪問支援
	⑤ 居宅訪問型児童発達支援【第5期新設】
	⑥ 障害児相談支援

【開成町独自事業・その他】

① 重度障害者住宅設備改良費助成事業
② 福祉タクシー利用助成事業
③ 重度障害者自動車燃料助成事業
④ 自動車改造助成
⑤ 重度障害者等年金給付事業
⑥ 軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助金交付事業

2. 自立支援給付

自立支援給付に含まれるサービスは「介護給付」と「訓練等給付」に大別されます。

「介護給付」は居宅介護（ホームヘルプ）や施設入所支援などの、日常生活上必要な介護を受けるサービスをいいます。介護給付では、障害支援区分の認定が必要となります。

「訓練等給付」は、地域で生活を行うため適性に応じて一定の訓練が提供されるサービスで、機能訓練や生活訓練、就労に関する支援などがあります。

「地域生活支援事業」は、市町村が主体となり実施される事業で、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となっています。



地域生活支援事業

●必須事業

- | | |
|------------------|----------------|
| ① 理解促進研修・啓発事業 | ⑥ 意思疎通支援事業 |
| ② 自発的活動支援事業 | ⑦ 日常生活用具給付等事業 |
| ③ 相談支援事業 | ⑧ 手話奉仕員養成研修事業 |
| ④ 成年後見制度利用支援事業 | ⑨ 移動支援事業 |
| ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業 | ⑩ 地域活動支援センター事業 |

○任意事業

- | | |
|------------|--------------|
| ① 訪問入浴サービス | ③ 療育巡回相談支援事業 |
| ② 日中一時支援 | ④ 権利擁護支援 |

第4章 サービス提供体制の整備【第6期障がい福祉計画】

第1節 令和5年度（2023年度）の成果目標

障害福祉に係るサービスや支援体制を最大限に活用して障がいのある方の自立した生活を促進するため、地域生活及び一般就労等への移行や、町内・圏域における支援拠点の整備や協議の場の設置について、国の指針に基づいて成果目標を設定します。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がいのある方のうち、グループホーム、一般住宅等に移行する方の数を見込み、令和5年度末までにおける地域生活に移行する目標値を設定します。

【 成果目標の考え方 】

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること。 ● 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減すること。 <p>※目標設定にあたって、令和2年度末までに第5期計画で定めた数値目標が達成されないと思込まれる場合は、未達成割合を第6期の目標値に加算すること。</p>
------	--



開成町の方針	◆ 国の基本指針を踏まえた上で、開成町の実績や現状を加味して設定する
--------	------------------------------------

【 成果目標 】

項目	目標
令和元年度末時点の施設入所者数	16人
【目標】 地域生活移行者の増加	1人
	6.3%
令和5年度（2023年度）末時点の施設入所者数	15人
【目標】 施設入所者数の削減	1人
	6.3%

目標達成に向けた取り組み

施設に入所されている方の年齢及び症状等の関係もあり、介護保険制度への移行や死亡により施設入所者は減少しています。今後は、加速する地域の高齢化に伴い、施設の入所希望者も増加するものと見込まれます。

引き続き近隣市町や事業所と連携し、グループホームをはじめとする居住系サービスの整備、日中活動の場の確保を通じて地域生活への移行促進を図ります。

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【 成果目標の考え方 】

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ●精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。＜※都道府県目標＞ ●令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。＜※都道府県目標＞ ●令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。＜※都道府県目標＞
-------------	---



開成町の方針	<ul style="list-style-type: none"> ◆精神病床に係る成果目標は各都道府県が定めるため、本計画には掲載しない。 ◆第5期計画から引き続き、未整備となっている地域包括ケアシステムの構築に努め、関係者による協議の場の設置を検討する。
---------------	--

【 成果目標 】

項 目	目 標
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	令和5年度末までに設置

目標達成に向けた取り組み

精神障がいのある方が、地域の一員として自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加など重層的な連携による支援体制を構築するため、足柄上地区地域自立支援協議会を活用し、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置してまいります。構築後は一定期間ごとに進捗状況の評価をしてまいります。

3. 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある方の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、地域生活のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を地域の実情に応じて整備し、障がい者の生活を地域全体で支える体制づくりを行うものです。

【 成果目標の考え方 】

国の指針	●令和5年度末までに地域生活支援拠点等を各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、拠点の機能充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討すること。
------	---



開成町の方針	◆当初は第5期計画期間中の整備を目標としていたが、新型コロナウイルス感染症等の影響もあり未整備となったため、引き続き広域で検討し令和5年度末までに整備する。
--------	--

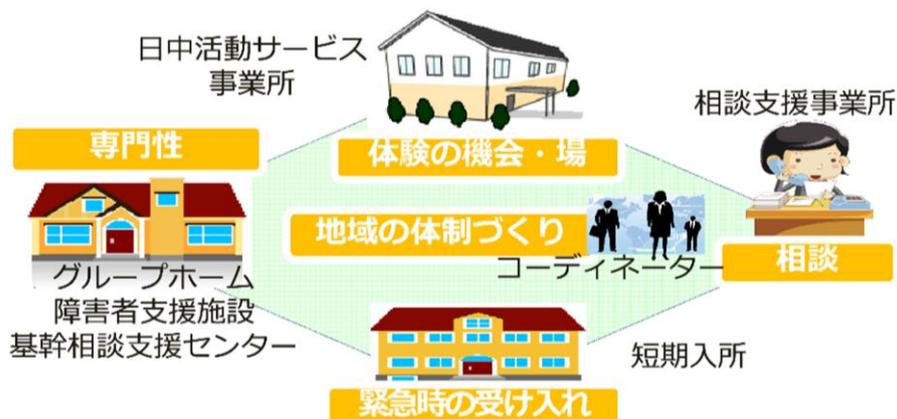
【 成果目標 】

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	令和5年度末までに1か所（面的整備）設置

目標達成に向けた取り組み

障がいのある方の重度化・高齢化、「親なき後」等を見据えて、今後は地域生活支援拠点の重要性が一層高まるものと想定されます。引き続き、県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会地域生活支援拠点事業在り方検討会、足柄上地区地域自立支援協議会等で検討を重ね、令和5年度末までに整備をめざします。「相談」の機能は、南足柄市・足柄上郡の広域連携で整備し、「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」の機能は、小田原市、足柄下郡、南足柄市、足柄上郡で相互利用を目指します。

◆圏域における面的整備のイメージ



図：厚生労働省資料

4. 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標設定を定めます。

【 成果目標の考え方 】

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ●令和5年度中の一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍とする。 うち 就労移行支援事業を通じた移行者数：1.30倍 就労継続支援A型を通じた移行者数：1.26倍 就労継続支援B型を通じた移行者数：1.23倍 ●令和5年度中の一般就労への移行者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用すること。 ●就労定着支援事業所の7割以上が、就労定着率8割以上を維持すること。
-------------	---



開成町の方針	◆国の基本指針を踏まえた上で、開成町の実績や現状を加味して設定する。
---------------	------------------------------------

【 成果目標 】

項目	目標	考え方
【目標値】 年間一般就労移行者数（A）	5人	令和5年度に、就労移行支援事業などを通じて一般就労する人数 【令和元年度実績（3人）の1.27倍】
うち 就労移行支援事業 を通じて一般就労に移行する者	3人	【令和元年度実績（2人）の1.30倍】
うち 就労継続支援A型事業 を通じて一般就労に移行する者	0人	【令和元年度実績（0人）の1.26倍】
うち 就労継続支援B型事業 を通じて一般就労に移行する者	2人	【令和元年度実績（1人）の1.23倍】
【目標値】 就労定着支援事業利用者数	4人	令和5年度における就労定着支援事業の利用者数（A）の7割以上
【目標値】 事業所ごとの就労移行率	令和5年度における就労定着率が8割以上の事業所を、全体の7割以上とする	

目標達成に向けた取り組み

一般就労の促進は、障がいのある方の自立のためだけでなく、今後加速する少子高齢社会における地域の働き手の確保のためにも重要な目標となります。

福祉介護課を中心に庁内各課とハローワーク等の関係機関の連携を強化し、雇用・就労機会の充実と、職場定着に向けた就労及び生活面の総合的な支援体制の構築に努めます。

5. 相談支援体制の充実・強化に向けた取り組みの実施体制の確保

障がいのある方が地域において自立した日常生活または生活を送るためには、障害福祉サービスの提供体制の確保だけでなく、当事者が抱える複合的な課題やニーズを把握し、適切な保健・医療・福祉サービスにつなげるなど、関係機関との連携を図る相談支援体制の構築が不可欠です。そのために、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた目標設定を定めます。

【 成果目標の考え方 】

国の指針	●各市町村または圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保すること。
------	--



開成町の方針	◆令和5年度末までに基幹相談支援センターを単独設置又は広域設置の方向を検討の上で整備する。
--------	---

【 成果目標 】

項目	考え方
障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	令和5年度末までに基幹相談支援センターを整備
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	
地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援	研修会の実施
地域の相談支援機関との連携強化の取組	足柄上地区地域自立支援協議会の活用のほか、令和5年度末までに基幹相談支援センターを整備

目標達成に向けた取り組み

国の基本指針では、相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的専門的な相談支援体制に取り組むとともに、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成に係る支援の実施、連携強化に取り組むこととしています。

そのため、基幹相談支援センターの整備に向けて、単独設置又は広域設置を検討し整備を目指します。

6. 障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制の構築

近年の障害福祉サービス等の提供体制は、多様化するとともに多くの事業者が参入しています。その中で、利用者が必要としているサービスを提供していくため、障害福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築について、目標を定めます。

【 成果目標の考え方 】

国の指針	●令和5年度（2023年度）までに、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築すること。
------	---



開成町の方針	◆令和5年度末までに、福祉介護課職員が積極的に研修等に参加し得た知識をもとに、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果の分析、活用を行う。
--------	--

【 成果目標 】

項目	考え方
相談支援従事者初任者研修の参加促進	福祉介護課にて障がい福祉を担当する職員が年1回以上参加する
障害支援区分認定調査員研修の参加促進	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析、結果を活用し事業所や関係自治体等と共有する体制の構築	障害福祉サービス等に係る研修へ町職員が積極的に参加し得た知識をもとに、障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の分析・活用を行い、年1回事業所への説明を行う。

目標達成に向けた取り組み

福祉介護課に所属し障がい福祉を担当する職員に対し、年1回以上都道府県が実施する障がい福祉等に関わる研修に参加を促します。特に異動や配置替えのあった職員は欠かさず受講するものとします。また、令和5年度末までに障害者自立支援審査支払等システムや指導監査の共有等、サービスの質向上を図るための取り組みに係る体制を構築します。

第2節 介護給付

地域で生活を営む方のうち、日常生活において介助支援を必要とする障がいのある方を対象とした、在宅で受けられるサービス及び施設へ通所することで利用できるサービスです。

身体の不自由な方、支援を必要とする方の地域における自立した生活を支援します。

訪問系サービス

①居宅介護

・自宅での入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事並びに生活などに関する相談や助言、その他の生活全般にわたる支援を行います。

・障害支援区分が区分1以上の方が利用の対象となります。

②重度訪問介護

・重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する方で、常時介護を必要とする方に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動の支援等を総合的に行います。

・障害支援区分が区分4以上で、二肢以上に麻痺があり、かつ障害支援区分の認定調査項目の「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれも「支援が不要」以外に認定されている方、又は障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である方が対象となります。

③同行援護

・視覚障がいにより、移動に著しい困難がある方に、外出時において、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の外出支援を行います。

④行動援護

・知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難がある方などであって、常に介護を必要とする方が行動する際に、生じ得る危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動中の介護等を提供します。

・障害支援区分が区分3以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である方が対象となります。

⑤ 重度障害者等包括支援

・常に介護を必要とし、意思疎通を図ることに著しい支障がある障がいのある方に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。

・障害支援区分が区分6に該当する方のうち、意思疎通に著しい困難を有する方で、かつ重度訪問介護の対象者で四肢全てに麻痺等があり人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がいのある方もしくは最重度の知的障がいのある方、又は障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である方が対象となります。

■ 実績と推計値

		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用時間 (時間/月)	推計値	339	361	395	370	420	471
	実績値	305	350	(353)			
利用者数 (人/月)	推計値	30	32	35	22	25	28
	実績値	20	19	(17)			

※令和2年度の実績値は見込量

— 今後の見込み —

訪問系サービスは、精神障がいの方が最も多く利用しており、年齢構成をみると60代、30代の方が最も多くなっています。障がい福祉サービスを利用している方は65歳以上になると、介護保険に同様のサービスを利用することになっているため、一部の利用者が減少することとなります。

第5期計画では利用者数・利用時間は推計値を下回りましたが、利用時間は障がいの重度化や重複障がい等により増加傾向であり、引き続き増加するものと見込みます。入所施設や病院から地域生活への移行を促進するに伴い、訪問系サービスが中心的役割を担うと考えられます。町内外の事業所との連携を強化するとともに、多様な訪問サービスの実施主体の確保に努めます。

①生活介護

・ 障害者支援施設等において、昼間、入浴・排せつ及び食事等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

・ 障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上、50歳以上の場合は区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上の方が対象となります。また、障害者支援施設に入所する方で区分4以下（50歳以上の場合は区分3）より低い方で、利用の組み合わせが必要と認められた方も対象となります。

■ 実績と推計値

		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用日数 (人日/月)	推計値	720	800	880	592	632	671
	実績値	552	566	(573)			
利用者数 (人/月)	推計値	36	40	44	28	29	30
	実績値	28	28	(27)			

※令和2年度の実績値は見込量

— 今後の見込み —

現状の利用実績を確保しつつ、特別支援学校卒業生などの新規利用者を見込み推計しています。生活介護は1人の方が複数の事業所を利用するなど、地域の社会資源として不足傾向です。生活介護事業所の整備を視野に入れ、推計値を設定しています。利用希望者に支障がないよう、事業所等と連携を図り体制整備に努めます。

②療養介護

・病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする方に医療機関で機能訓練や療養上の管理・看護・介護及び日常生活上の支援を行います。

・筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分が区分6の方、又は筋ジストロフィー患者もしくは重症心身障がいのある方であって区分5以上の方が対象になります。

■ 実績と推計値

		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 (人/月)	推計値	3	3	3	3	3	3
	実績値	3	3	(3)			

※令和2年度の実績値は見込量

— 今後の見込み —

現状の利用実績を維持するものとして推計しています。引き続き医療機関等と連携してまいります。

③短期入所（ショートステイ）

- ・ 自宅で生活している障がいのある方のうち、介護者の疾病その他の理由により、障害者支援施設などへの短期間の入所し、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
- ・ 福祉型は障害支援区分が区分1以上の障がいのある方が対象になります。
- ・ 医療型は、遷延性意識障がいのある方、筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する方、及び重症心身障がいのある方等が対象となります。

■ 実績と推計値

		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用日数 (人日/月)	推計値	60	60	60	42	46	50
	実績値	18	15	(39)			
利用者数 (人/月)	推計値	10	11	12	4	5	6
	実績値	3	3	(3)			

※令和2年度の実績値は見込量

— 今後の見込み —

令和元年度は長期利用があり、実績値（見込）は大きく増加しています。今後、介護者の高齢化等に伴い、利用希望が増えていくことが見込まれます。医療型の短期入所については実績がありませんが、医療的ケアを伴う方が利用できるよう、医療機関等とも連携してまいります。

居住系サービス

①施設入所支援

- ・施設に入所している方に、主として夜間において、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
- ・生活介護を受けている方で障害程度支援区分が区分4（50歳以上の場合は区分3）以上の方、あるいは下記の条件に該当する方が対象となります。

○自立訓練又は就労移行支援を受けている方で、入所を継続した上で訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる方、又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な方。

○生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する方で、障害程度支援区分が区分4（50歳以上の場合は区分3）より低い方、又は就労継続支援B型と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する方で、指定特定相談支援事業者によるサービス利用計画を作成する手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせを必要と判断した方。

■実績と推計値

		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 (人/月)	推計値	23	22	22	16	16	15
	実績値	16	16	(16)			

※令和2年度の実績値は見込量

— 今後の見込み —

施設に入所されている方の年齢及び症状等のほか、地域における高齢化に伴い施設入所希望者も増加するものと見込まれます。グループホーム等の整備などによる地域生活への移行促進を図ります。

第3節 訓練等給付

障がいのある方が自立した生活を営むため、理学療法士や作業療法士等から必要な訓練を受ける他、就労に必要な知識、能力等を訓練する機会を提供するサービスです。

また、就労に関しては、一般就労、福祉的就労に関わらず就職活動から就職後の職場で生じる課題や悩みに関する相談まで総合的に支援を行い、地域社会への移行を促進します。

日中活動系サービス

①就労移行支援

・一般就労への移行に向けて、生産活動、職場体験その他活動の機会の提供、及び就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練、求職活動に対する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後の職場定着のための相談、支援等を行います。

・就労を希望する方で、単独で就労することが困難なため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の方が対象になります。

■実績と推計値

		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用日数 (人日/月)	推計値	66	66	66	100	105	117
	実績値	105	81	(65)			
利用者数 (人/月)	推計値	3	3	3	6	6	7
	実績値	6	5	(4)			

※令和2年度の実績値は見込量

— 今後の見込み —

第5期計画期間中は推計値を上回っています。特別支援学校卒業者などの新規利用者を見込み増加傾向と推計しています。引き続き事業所等と連携を図り体制整備に努めるとともに、一般就労への意欲向上とサービスの周知に努め、成果目標の達成を目指します。

②就労継続支援

●就労継続支援A型 ※雇用型

通常の事業所などに就労することが困難な障がいのある方が対象となります。雇用契約に基づき、生産活動その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。

■実績と推計値

		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用日数 (人日/月)	推計値	18	18	21	18	18	18
	実績値	0	0	(0)			
利用者数 (人/月)	推計値	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	(0)			

※令和2年度の実績値は見込量

— 今後の見込み —

障害者の雇用の促進に伴い、一般就労へのステップアップとして利用ニーズがあるものとして第5期では見込みましたが、障害保健福祉圏域内にて就労継続支援A型事業所が少なく、推計値を下回っています。障がいのある方の選択肢が増やせるよう調整してまいります。

● 就労継続支援B型 ※非雇用型

- ・通常の事業所などに雇用されることが困難な方に対し、生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。
- ・就労経験があり年齢や体力面で雇用されることが困難になった方、就労移行支援事業を利用した結果、非雇用型の利用が適当と判断された方、50歳以上の方又は障害基礎年金1級を受給されている方等が対象となります。

■ 実績と推計値

		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用日数 (人日/月)	推計値	668	710	755	750	770	790
	実績値	564	661	(732)			
利用者数 (人/月)	推計値	43	46	49	44	45	46
	実績値	38	42	(43)			

※令和2年度の実績値は見込量

— 今後の見込み —

第5期は推計値を下回っていますが、利用者数、利用日数ともに増加傾向にあります。心身の状況からB型事業所が適して利用されるなど、今後も同様の傾向が続くと見込まれます。特別支援学校の卒業生の推移など勘案し、増加傾向で見込んでいます。事業所と連携し障がいのある方の就労機会の確保に努めます。

③就労定着支援

・就労移行支援又は就労継続支援等の利用を経て、事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整や課題解決のために指導・助言等の支援を行います。

・就労移行支援等を利用した後、事業所に新たに雇用された障がい者であって、就労を継続している期間が6月を経過した方が対象となります。

■ 実績と推計値

		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 (人/月)	推計値	1	2	2	3	4	4
	実績値	1	2	(3)			

※令和2年度の実績値は見込量

— 今後の見込み —

平成30年度に創設されたサービスであり、サービスの浸透や障がい者雇用の促進により、今後の需要の増加が見込まれます。障がいのある方が新たな事業所で定着継続できるよう事業所と連携し、サービスの確保に努めます。

④ 自立訓練

● 自立訓練（機能訓練）

- ・ 障害者支援施設もしくはサービス事業所において、又は居宅に訪問することによって、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。理学療法や作業療法等のリハビリテーションや生活上の相談支援等を行います。
- ・ 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がいのある方が対象となります。

■ 実績と推計値

		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用日数 (人日/月)	推計値	30	30	30	21	21	21
	実績値	12	0	(19)			
利用者数 (人/月)	推計値	2	2	2	1	1	1
	実績値	2	0	(1)			

※令和2年度の実績値は見込量

— 今後の見込み —

第5期計画期間中、利用者数、利用日数は年度によってばらつきのある状況となっています。そのため、実績をベースに見込んでいます。機能訓練を実施する事業者が町内にはないため、事業者の広域的な確保と周知に努めます。

● 自立訓練（生活訓練）

・ 障害者支援施設もしくはサービス事業所において、又は居宅を訪問することによって、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。具体的には、食事・入浴・排せつ及び家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施します。

・ 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がいがある方が対象となります。

■ 実績と推計値

		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用日数 (人日/月)	推計値	44	44	44	20	40	40
	実績値	0	5	(17)			
利用者数 (人/月)	推計値	2	2	2	1	2	2
	実績値	0	1	(1)			

※令和2年度の実績値は見込量

— 今後の見込み —

第5期計画期間中、利用日数、利用者数ともに下回っている状況です。理由として展開する事業者数が少ないことも考えられます。地域生活への移行促進に伴い、精神科病院の長期入院患者の退院促進も進むと想定され、実績ベースから微増するものとして推計しています。生活訓練を実施する事業者が町内にはないため、事業者の広域的な確保と周知に努めます。

居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

- ・ 共同生活を行う住居に入所している障がいのある方に対し、主として夜間において、入浴・排せつ、食事の介護その他日常生活上の援助を行います。
- ・ 障がいのある方（身体障がいのある方は、65歳未満の方又は65歳に達する月の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある方）が対象となります。

■ 実績と推計値

		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 (人/月)	推計値	13	15	20	12	13	14
	実績値	12	11	(12)			

※令和2年度の実績値は見込量

— 今後の見込み —

第5期計画期間中は推計値を下回る利用実績となっていますが、精神科病院や施設入所からの地域生活への移行の受け皿として、グループホームの需要増が見込まれます。制度の浸透により、今後も緩やかに増加するものと見込まれます。現在、開成町内にはグループホームがないため、近隣市町のグループホームを利用されている方が多いことから、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、民間事業所等と連携しグループホームの整備を促進します。

②自立生活援助

- ・地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある方の理解力や生活力などを補い、適時のタイミングで適切な支援を行います。
- ・障害者支援施設や共同生活援助（グループホーム）などを利用していた障がいのある方で、一人暮らしを希望する方などが対象となります。

■ 実績と推計値

		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 (人/月)	推計値	0	0	1	0	0	1
	実績値	0	0	(0)			

※令和2年度の実績値は見込量

— 今後の見込み —

平成30年度に新設されたサービスであることや事業所が開成町を含め近隣市町にないことから推計値を下回っています。今後、地域生活への移行促進に伴い、今後緩やかに増加すると見込まれます。事業者の広域的な確保に努めてまいります。

第4節 計画相談支援給付等

障がいのある方が抱える課題の解決や地域生活への移行、適切なサービスの利用計画の作成に向けて、ケアマネジメントによりきめ細やかな相談支援を実施するサービスです。

①計画相談支援

施設入所や入院から地域生活への移行を希望する障がいのある方や、障害福祉サービスを受けようとする障がいのある方または児童が対象となります。サービス等利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整、モニタリングなどを行います。

■実績と推計値

		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 (人分/月)	推計値	17	18	20	20	21	22
	実績値	17	18	(19)			

※令和2年度の実績値は見込量

— 今後の見込み —

利用ニーズは高いものの、相談支援事業者数が少ないため、障がいのある方又は家族がサービス等利用計画を作成し対応している方が増えている課題があります（セルフプランの増加）。民間事業所の参入を促すとともに、足柄上地区地域自立支援協議会等を活用し、課題解決に向けた取り組みを進め、希望する方が計画相談支援を利用できるよう、体制整備に努めます。

②地域移行支援

障害者支援施設などに入所している障がいのある方や精神科病院に入院している人などが対象となります。生活の場を地域に移行するための相談その他必要な支援を行います。

■ 実績と推計値

		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 (人/月)	推計値	0	0	1	2	2	2
	実績値	0	0	(1)			

※令和2年度の実績値は見込量

— 今後の見込み —

第5期計画期間中、推計値を下回っている状況ですが、障がいのある方の地域移行の際に不可欠な事業であることから微増横ばいで推計しています。

③地域定着支援

居宅で一人暮らしをしている障がいのある方や、家庭の状況などにより同居している家族による支援を受けられない障がいのある方などが対象となります。常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などに相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。

■ 実績と推計値

		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 (人/月)	推計値	0	0	1	2	2	2
	実績値	0	0	0			

— 今後の見込み —

利用実績はありませんが、地域生活への移行促進に伴い、微増横ばいを見込んでいます。サービス量を確保できるよう事業所と連携してまいります。

第5節 地域生活支援事業

障がいのある方の福祉の推進とともに、すべての国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、町及び県が地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態のもとに実施する事業です。

市町村必須事業

①理解促進研修・啓発事業

障がいのある方等が日常生活や社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障がいのある方等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化します。これまで地域活動支援センターにおいて「ちいき・ふくし博」を足柄上地区1市5町の共催事業として開催しており、今後も開催を継続していきます。

■ 実績と推計値

		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施の有無	推計値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有			

②自発的活動支援事業

障がいのある方等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある方、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

③相談支援事業

障がいのある方や障がいのある児童の保護者または介助を担う方等からの相談に応じ必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある方の自立した生活を支援します。

平成29年度より相談支援事業を足柄上地区1市5町で相談支援センターりあんに委託しており、電話や対面での相談だけでなく月に1度各市町を巡回しての出張相談や訪問による相談支援等を実施しています。

基幹相談支援センターについては、整備に向けて単独設置又は広域設置を検討してまいります。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用の支援や、申立てを行う親族がない場合に町長が申立てることにより障がい者の権利擁護を図ります。また後見人の報酬を負担することが困難な障がい者に対し、費用を助成します。

■ 実績と推計値

		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
町長申立て件数	推計値	0	0	0	1	1	1
	実績値	0	0	0			

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施の有無	推計値	無	無	無	無	有	有
	実績値	無	無	無			

⑥意思疎通支援事業

聴覚障害者などの相談業務を円滑に運営するため、福祉介護課に手話通訳員を配置します。また、意思疎通に支障がある障がいのある方がコミュニケーションを図れるよう、手話通訳者・要約筆記者の派遣を実施します。

■ 実績と推計値

		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
派遣回数 (回)	推計値	12	12	12	20	24	26
	実績値	17	19	(16)			

⑦日常生活用具給付等事業

在宅の重度障がいのある方を対象に、介護・訓練支援用具等の給付を行い、日常生活の便宜を図ります。

■実績と推計値

		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護・訓練支援用具 (件)	推計値	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	(2)			
自立生活支援用具 (件)	推計値	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	(1)			
在宅療養等支援用具 (件)	推計値	2	2	2	2	2	2
	実績値	1	0	(2)			
情報・意思疎通支援用具 (件)	推計値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	(0)			
排泄管理支援用具 (件)	推計値	68	70	72	374	392	411
	実績値	305	326	(357)			
居宅生活動作補助器具 (住宅改修費) (件)	推計値	0	0	0	1	1	1
	実績値	0	0	(0)			

※第5期の排泄管理支援用具推計値は申請件数（概ね6か月に1回）であるが、実績値は1か月に1件の支給件数として算出

⑧手話奉仕員研修養成事業

聴覚障がいのある方との円滑な意思疎通の手段を確保し、社会参加と交流を促進するため、手話奉仕員を養成するための研修を定期的実施します。（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止）

■実績と推計値

		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施の有無	推計値	無	無	無	有	無	有
	実績値	無	無	無			

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方に対して、外出のための支援を行うことで地域における自立と社会参加を促進します。

■実績と推計値

		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 (人)	推計値	25	25	26	15	16	17
	実績値	15	15	(8)			
年間延べ時間 (時間)	推計値	1,672	1,672	1,789	2,400	2,500	2,600
	実績値	2,078	2,296	(930)			

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症による利用休止により実績値（推計）に大きく影響があります。

⑩地域活動支援センター事業

障がいのある方が通う場所において、地域の実情に応じて創作的活動や生産的活動の機会を提供し、社会参加の機会の充実を図ります。

●基礎的事業

在宅の障がいのある方を対象に、創作的活動・生産活動の機会の提供等を支援します。

●機能強化事業

基礎的事業に加えて、在宅で支援を必要としている障がいのある方を対象に、機能訓練や社会適応訓練、訪問入浴サービスを実施します。

■実績と推計値

		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
基礎的事業 利用者数	推計値	27	30	(30)	19	20	21
	実績値	18	18	(18)			
基礎的事業 実施箇所	推計値	1	1	(1)	1	1	1
	実績値	1	1	(1)			
機能強化事業	推計値	1	1	(1)	1	1	1
	実績値	1	1	(1)			

任意事業

①訪問入浴サービス

入浴が困難な重度の身体障がいのある方を対象に、居宅に移動入浴車を派遣し、定期的に入浴を支援することで身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

■ 実績と推計値

		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 (人)	推計値	1	1	1	1	2	2
	実績値	1	1	(1)	1	2	2

②日中一時支援

障がいのある方等の日中における活動の場を確保し、障がいのある方等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

■ 実績と推計値

		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 (人)	推計値	22	23	26	10	11	12
	実績値	8	11	(5)			
年間延回数 (回)	推計値	257	281	302	412	453	498
	実績値	307	375	(592)			

③療育巡回相談支援事業（巡回支援専門員整備事業）

保育所等の児童や保護者が通う施設等を巡回し、障がいや発達について不安を感じる方に対して相談や支援を行うための体制を整備し、発達障がいのある児童等の早期発見・早期支援を図ります。

■ 実績と推計値

		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 (回)	推計値	12	12	12	15	16	17
	実績値	19	11	(10)			

④権利擁護支援

障害者虐待防止法に基づき、虐待によって障がい者の権利や尊厳が脅かされないよう支援に取り組みます。

開成町福祉介護課で通報を受理し、通報への適切な対応により、障がいのある方の権利擁護に取り組みます。また、町では「開成町高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク協議会」を設置し、医師会、弁護士会、警察、福祉事業等とのネットワークを構築しています。障害者虐待防止専門部会を定期的開催し、かつ、障害者虐待に係る周知・啓発を図っていくことで、地域全体で見守る体制を構築します。

第6節 その他の事業

① 重度障害者住宅設備改良費助成事業

重度の障がいのある方を対象に、心身の状態に応じて自宅の住宅設備を改良するための費用を助成します。

■ 実績と推計値

		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 (人)	推計値	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	(2)			

② 福祉タクシー利用助成事業

電車、バス等の公共交通機関の利用が困難な重度の障がいのある方を対象に、福祉タクシーを利用する際の費用を一部助成します。

■ 実績と推計値

		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 (人)	推計値	90	91	92	92	94	96
	実績値	77	75	(89)			

③ 重度障害者自動車燃料助成事業

重度の障がいのある方が、本人または同居の家族が所有する自家用車を運転した場合に燃料費の一部を助成します。

■ 実績と推計値

		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 (人)	推計値	12	13	15	10	10	10
	実績値	11	11	(8)			

④ 自動車改造助成

重度の障がいのある方を対象に、心身の状態に応じて自家用車を運転することができるよう改造するための費用を助成します。

■ 実績と推計値

		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 (人)	推計値	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	(1)			

⑤ 重度障害者等年金給付事業

町内在住の住民非課税世帯に属する重度の障がいのある方に対し、年金として給付金を支給します。

		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 (人)	推計値	73	74	75	88	91	94
	実績値	78	80	(85)			

第5章 障がい児支援【第2期障がい児福祉計画】

第1節 障がい児支援 総論

第2期となる障がい児福祉計画においては、第1期計画において構築した障がいのある児童の支援を検討するための協議の場の維持・推進と、多様化するニーズにきめ細かに対応できるよう、医療的ケア児に関するコーディネーターを確保することが求められています。

第2節 令和5年度（2023年度）の成果目標

【 成果目標の考え方 】

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童発達支援センターを令和5年度末までに各市町に1か所以上設置すること。 ● 全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。 ● 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保すること。 ● 各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。
------	---



開成町の方針	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 医療的ケア児支援のための協議の場の設置について、圏域で協議を進めます。 ◆ 医療的ケア児に関するコーディネーターの配置についても圏域内の相談支援事業所を精査し、適切な人材の把握と配置の検討を進めます。
--------	---

【 成果目標 】

項目	考え方
児童発達支援センターの設置	県西障害保健福祉圏域内で1か所（利用できる体制を構築済み）
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	県西障害保健福祉圏域内で1か所（利用できる体制を構築済み）
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保	県西障害保健福祉圏域内で各1か所（放課後等デイサービスは、利用できる体制を構築済み）
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	令和5年度末までに足柄上地区地域自立支援協議会を活用して協議の場を設置
医療的ケア児に関するコーディネーター（又はコーディネート機能を有する支援機関）	令和5年度末までに1人（1か所）

目標達成に向けた取り組み

医療的ケア児の支援に関し、庁内連携等を引き続き実施します。また、身近な地域で医療的ケア児やその家族が必要な支援を受けられるよう、令和5年度までに足柄上地区地域自立支援協議会を活用し、医療的ケア児支援のための協議の場の設置を目指します。

第3節 発達障がいの早期発見・早期支援に向けた活動指標

国の第2期障がい児福祉計画の指針においては、第1期計画の策定・推進において構築された支援体制を基盤とし、発達障がいの早期発見・早期支援のための体制の整備に向けて、保護者が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識を身に付け適切な対応ができる環境づくりや、指導者の養成等が求められています。

開成町では第二期子ども・子育て支援事業計画の分野別事業において「障がいのある子どもたちへの支援」として、3歳児健診健康診査フォロー教室やこども発達相談事業、こども心の相談等を実施しています。また地域生活支援事業として保育所や幼稚園等へ赴く巡回支援専門員整備事業を実施しています。

今後は児童発達支援センターを中心とした障がいのある児童への支援、保護者への相談支援等を通じて児童及び保護者の課題を把握し、適切な支援に繋げるとともに国の要請する支援プログラムの実施や指導者養成の方策について検討の上実施します。

① 保護者向けの支援プログラムの実施

- ・ペアレントプログラムとは、子育てに難しさを感じる保護者の方が、子どもの行動の理解を学び、子育てをすることの自信をつけ、子育ての仲間を見つける機会とすることを目的としたプログラムです。
- ・町職員が講師となりペアレントプログラムの実施を目指します。

② ペアレントメンターの養成

- ・障がい児支援におけるペアレントメンターとは、自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。
- ・同じような発達障がいのある児童やその保護者に対して、専門家とは異なる視点でのサポートや地域資源に関する情報提供が可能であり、状況に応じてペアレントトレーニングを主導する立場となります。

③ ピアサポート活動への参加

- ・ピアサポートとは障がいに限らず、疾病や事故等様々な共通の経験をした人同士による相互援助を軸とした活動です。地域共生社会における“我が事・丸ごと”にも通じる理念に基づく活動で、支援の現場において、より広く関係者の繋がりを生み出すことが期待されます。

【 成果目標 】

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニング等支援プログラムへの受講者数	—	—	10人
ペアレントメンターの人数	—	—	2人
ピアサポート活動への参加者数（※）	10人	10人	10人

※開成町内の発達障がい児者団体等の活動に参加された方の人数

第4節 障がい児通所サービス

①児童発達支援

児童発達支援センターや児童発達支援事業所において、主に未就学の障がいのある児童、またはその可能性がある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

		第1期計画			第2期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用回数 (人日/月)	推計値	240	300	300	340	374	408
	実績値	213	246	(280)			
利用者数 (人)	推計値	24	30	30	36	38	40
	実績値	24	27	(28)			

— 今後の見込み —

第5期計画期間中、推計値を下回っていますが、年少人口の増加に伴い利用者の増加を見込んでいます。近隣市町と連携し提供体制の確保に努めます。

②医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法などの機能訓練または医療的管理下での支援が必要な児童を対象に、通常の児童発達支援に加えて、身体状況により治療を行います。

		第1期計画			第2期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数(人)		0	0	(0)	0	0	0

— 今後の見込み —

医療型児童発達支援の提供事業所は県内でも少なく、実績は0件となっています。医療的管理下での支援となることから、関係機関等と調整してまいります。

③放課後等デイサービス

就学している障がいのある児童に対して、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

		第1期計画			第2期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用回数 (人日/月)	推計値	479	519	550	497	535	573
	実績値	460	449	(463)			
利用者数 (人)	推計値	36	39	42	42	47	50
	実績値	35	37	(39)			

— 今後の見込み —

推計値を下回っていますが、年少人口の増加や児童発達支援・放課後等デイサービスの利用実績及び伸び率を踏まえた推計値を見込んでいます。成果目標となっている支援体制の確保や質の向上を図ってまいります。

④保育所等訪問支援

障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士などが保育所などを訪問し、障がいのある児童や保育所などのスタッフに対して、障がいのある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

		第1期計画			第2期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用回数 (人日/月)	推計値	0	0	0	1	1	1
	実績値	1	1	1			
利用者数 (人)	推計値	0	0	0	1	1	1
	実績値	1	1	1			

— 今後の見込み —

利用希望は増加していますが、近隣市町で保育所等訪問支援を展開する事業所に限りがあり利用回数は横ばいとなっています。引き続き事業所等と調整を図り、専門的支援体制の確保に努めます。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいのある児童であって、かつ児童発達支援などを利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童に対し、発達支援を受けることができるよう、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

		第1期計画			第2期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 (人)	推計値	0	0	0	0	0	1
	実績値	0	0	0			

— 今後の見込み —

平成30年度に新設されたサービスで、利用実績がありません。県西障害保健福祉圏域では提供する事業所がありませんが、重度障がいのある児童の支援体制について足柄上地区地域自立支援協議会で構築してまいります。

第5節 相談支援給付

① 障害児相談支援

障害児通所支援を利用する方に対し、障がいのある児童の心身の状況、置かれている環境などを考慮し、利用するサービスの内容などを定めた障害児支援利用計画の作成とサービス利用状況の検証及び計画の見直しなどの支援を行います。

		第1期計画			第2期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 (人/月)	推計値	9	10	12	9	10	11
	実績値	6	5	(8)			

— 今後の見込み —

利用ニーズは高いものの、相談支援事業者数が少ないため、障がいのある方又は家族がサービス等利用計画を作成し対応している方が増えている課題があります（セルフプランの増加）。民間事業所の参入を促すとともに、足柄上地区地域自立支援協議会等を活用し、課題解決に向けた取り組みを進め、希望する方が計画相談支援を利用できるよう、体制整備に努めます。

第6節 その他の事業

①軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助金交付事業

身体障害者手帳の交付対象とならず、補装具の給付を受けられない軽・中等度難聴児に対して補聴器の購入費を助成します。

		第1期計画			第2期計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 (人)	推計値	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	0			

— 今後の見込み —

平成29年度より実施し1件の実績があります。今後は、乳幼児健診などを担当する職員や関係機関等に広く周知してまいります。

資料編

1. 開成町障がい福祉推進協議会設置要綱

開成町障がい福祉推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第7条の2第3項の規定に基づく開成町障がい者計画、障害者日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく開成町障がい福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定に基づく開成町障がい児福祉計画を一体的な計画（以下「計画」という。）として策定するにあたり、町民の意見を広く求め計画に反映させるため、開成町障がい福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の達成状況の評価に関すること。
- (3) その他計画の策定及び評価に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 障がい福祉当事者団体
- (2) 開成町民生委員児童委員協議会
- (3) 町内障害福祉サービス事業所
- (4) 町内障害児通所支援事業所
- (5) 委託相談支援事業所
- (6) 小田原保健福祉事務所足柄上センター
- (7) 開成町教育委員会
- (8) 神奈川県立小田原養護学校

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(報償費の支給)

第7条 委員等が会議に出席するときは、開成町報償費支出基準（平成17年開成町訓令第4号）に定める範囲内で報償費を支給することができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、町民福祉部福祉介護課において処理するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この告示は、公表の日から施行する。

2 開成町障がい福祉計画等策定委員会設置要綱（平成23年開成町告示第45号）は廃止する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和2年5月1日から適用する。

2. 計画の策定経過

開催日等	内容
令和2年9月23日	第1回 開成町障がい福祉推進協議会
令和2年12月17日	第2回 開成町障がい福祉推進協議会
令和3年1月20日～2月19日	パブリックコメント
令和3年3月2日	第3回 開成町障がい福祉推進協議会

3. 開成町障がい福祉推進協議会委員名簿

選出団体	氏名	備考
開成町身体障害者福祉協会	遠藤 伸一	
開成町心身障がい児者と家族の会かるがも	明石 功香	
開成町民生委員児童委員協議会	藤曲 博美	
特定非営利活動法人あしたば 地域作業所 合力の郷	津田 竜児	障害福祉サービス 事業所
社会福祉法人一燈会 生活介護 トゥモローランド	近藤 光伸	
社会福祉法人一燈会 放課後デイサービストゥモローランド 開成みなみ	藍 智仁	障害児通所支援 事業所
社会福祉法人明星会 相談支援センターりあん	露木 とし	委託相談支援 事業所
神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター 保健福祉課	西田 統	
開成町教育委員会 学校教育課	宇田 晃	
神奈川県立小田原養護学校	添田 美恵子	

※敬称略

4. 町内事業所一覧

種 別	事業所名	住 所	電話番号 FAX番号
生活介護	生活介護トゥモローランド	宮台 2 5 2-1	8 5-5 1 3 3 8 5-5 1 3 2
就労移行支援	地域作業所 合力の郷	吉田島 1 6 1 2-1	8 4-1 9 3 1 2 0-4 8 7 2
就労定着支援			
就労継続支援B型			
就労継続支援B型	れんげ	吉田島 1 0 4 3-1 開成町福祉会館内	8 2-1 4 9 9 8 2-1 4 9 9
就労継続支援B型	就労支援トゥモローランド 開成みなみ	みなみ 5 丁目 6-1 5	8 5-1 5 5 1 8 2-1 8 1 8
居宅介護	在宅福祉ケア子育てサポート すずろ	宮台 1 1 0 7-1	8 4-1 8 2 8 8 5-3 1 2 1
居宅介護	太陽の門ヘルパーステーション	延沢 8 2 3-1	2 0-7 1 2 0 2 0-7 4 7 5
重度訪問介護			
同行援護			
放課後等デイサービス	ファミリーサポートすずろ 開成亭	宮台 1 1 0 7-1	8 4-0 6 6 1 8 5-3 1 2 1
放課後等デイサービス	放課後デイサービス トゥモローランド	吉田島 4 3 5 2-3 ザ・開成プレイス 3 F	8 5-1 1 2 2 8 5-1 1 2 5
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス つぼみ	みなみ 5-6-8	8 3-3 2 7 2 3 3-6 2 6 3
放課後等デイサービス	放課後デイサービス トゥモローランド開成みなみ	みなみ 5-6-1 5	8 5-1 5 5 5 8 2-1 8 1 8
計画相談支援	ケアプランはなの詩	吉田島 4 3 5 2-3 ザ・開成プレイス 2 F	8 5-5 1 3 5 8 5-0 0 5 1
障害児相談支援			
計画相談支援	太陽の門相談室	延沢 8 2 3-1	2 0-7 1 2 0 2 0-7 4 7 5
障害児相談支援			

令和 3 年 3 月 1 日現在

開 成 町
第6期障がい福祉計画
第2期障がい児福祉計画

令和3年3月

発 行：開成町 町民福祉部福祉介護課
〒258-8502 神奈川県足柄上郡開成町延沢773番地

